

第8 麻薬・向精神薬・覚醒剤

1 業種別麻薬取扱者数の推移

業種別		年	27年	28年	29年	30年	令和元年
麻薬取扱者	家庭麻薬製造業者		2	2	2	2	1
	麻薬卸売業者		30	30	31	31	32
	麻薬小売業者		1,375	1,382	1,387	1,390	1,392
	麻薬管理者		438	449	462	474	471
	麻薬施用者		5,962	6,191	6,106	6,156	6,291
	麻薬研究者		63	60	66	59	58
	計 a		7,870	8,114	8,054	8,112	8,245
けし・大麻取扱者	けし栽培者						
	けし研究者						
	大麻栽培者						
	大麻研究者		6	6	7	8	7
	計 b		6	6	7	8	7
合計 (a + b)			7,876	8,120	8,061	8,120	8,252
麻薬診療施設	病院		227	225	226	225	225
	一般診療所		1,210	1,191	1,178	1,177	1,188
	歯科診療所		8	8	8	7	7
	飼育動物診療施設		157	157	159	156	153
	計		1,602	1,581	1,571	1,565	1,573

(注) 各年の12月31日現在の数である。

2 麻薬取扱者立入検査結果の推移

業種別		年	27年	28年	29年	30年	令和元年
対象業務所数	a		3,077	3,060	3,064	3,056	3,059
立入検査実施数	b		941	922	1,036	1,139	1,135
実施率 (%)	b/a		30.6	30.1	33.8	37.3	37.1
違反業務所数	c		80	52	87	91	134
違反率 (%)	c/b		8.5	5.6	8.4	8.0	11.8

(注) 各年の12月31日現在の数である。

3 保健所等別麻薬取扱者及び免許施設数

(令和元年12月31日現在)

事項	麻薬取扱者 (a)										けし・大麻取扱者 (b)					麻薬診療施設				
	家庭麻薬製造業	麻薬卸売業	麻薬小売業	麻薬小売管理業	麻薬師	麻薬施用者			麻薬研究者	計	耕作者	けし研究者	大し栽培者	大麻研究者	計	病院	一般診療所	歯科診療所	飼育動物療施設	計
						獣医師	医師	小計												
西部	0	0	66	23	300	5	5	310		399	0	0	0	0	12	55	0	5	72	
西部広島	1	0	73	27	215	2	7	224	2	327	0	0	0	0	11	59	1	7	78	
西部呉	0	4	139	52	601	10	19	630	4	829	0	0	1	1	26	115	1	18	160	
西部東	0	3	102	36	328	0	15	343	2	486	0	0	0	0	19	77	0	13	109	
東部	0	5	137	34	474	6	18	498	9	683	0	0	3	3	23	112	1	16	152	
東部福山	0	6	230	88	853	4	56	913	8	1,245	0	0	0	0	41	183	1	33	258	
北部	0	3	49	12	186	1	4	191	1	256	0	0	0	0	10	41	0	0	51	
県保健所計	1	21	796	272	2,957	28	124	3,109	26	4,225	0	0	4	4	142	642	4	92	880	
薬務課	0	11	0	199	3,049	56	77	3,182	28	3,420	0	0	3	3	83	546	3	61	693	
広島市保健所	0	0	596	0	0	0	0	0	0	596	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1	32	1,392	471	6,006	84	201	6,291	54	8,241	0	0	7	7	225	1,188	7	153	1,573	

※ 平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

4 保健所等別麻薬等免許申請件数

平成31年度

事項	保健所等										総計
	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課			
麻薬施用者免許証	156	113	301	163	266	484	100	1,549			3,132
麻薬管理者免許証	15	13	19	20	24	42	6	96			235
麻薬小売業者免許証	35	33	75	53	71	122	23	-			412
麻薬卸売業者免許証	0	0	3	0	1	3	3	5			15
麻薬研究者免許申請	0	1	3	1	6	7	0	15			33
麻薬取扱者免許証再交付	0	1	3	0	1	0	1	3			9
覚醒剤施用機関指定	0	0	0	0	0	0	0	0			0
覚醒剤研究者指定	0	0	1	0	1	1	0	7			10
覚醒剤原料取扱者指定	0	0	1	2	2	0	0	6			11
覚醒剤原料研究者指定	0	0	1	0	0	0	0	0			1
覚醒剤等取扱者指定証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0			0
向精神薬卸売業者免許申請	0	0	0	0	0	0	0	0			0
向精神薬小売業者免許申請	0	0	0	0	0	0	0	0			0
向精神薬試験研究施設設置者登録申請	0	0	0	0	0	1	0	0			1
向精神薬営業者免許証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0			0
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付	0	0	0	0	0	0	0	0			0
大麻研究者免許申請	0	0	0	0	3	0	0	4			7
大麻研究者登録事項変更届	0	0	0	0	0	0	0	0			0
計	206	161	407	239	375	660	133	1,685			3,866

7 麻薬関係事犯

区 分		27年	28年	29年	30年	令和元年
麻薬及び向精神薬取締法	件数	3	3	4	7	4
	人員	1	2	4	6	2
大麻取締法	件数	28	40	40	60	44
	人員	16	22	32	41	24
あへん法	件数	0	0	0	0	0
	人員	0	0	0	0	0
薬機法 (指定薬物)	件数	64	25	18	9	0
	人員	27	13	7	3	0

(注1) 数値は県警察本部分である。(27年、30年の数値は広島県健康福祉局分を含む。)

(注2) 薬器法=医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。

8 麻薬廃棄届・事故

(1) 件数

区分 (年)	廃棄届	事故				
		計	内容			
			盗難	滅失	所在不明	その他
27年	481	75	0	56	8	11
28年	553	67	0	54	2	11
29年	608	86	0	65	5	16
30年	647	96	1	75	5	15
令和元年	673	124	0	91	10	23

(2) 保健所等別廃棄届・事故件数

(令和元年)

保健所 区分	西部	西部広島	西部呉	西部東	東部	東部福山	北部	薬務課	広島市	計
	廃棄届	24	44	64	34	78	131	44	86	168
事故届	2	3	7	4	7	25	21	49	6	124

※平成29年4月1日より広島市に麻薬小売業者に関する業務を移譲している。

9 麻薬卸売業者における麻薬譲渡量の推移

(単位 g)

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
アヘン	154.15	1678.1	1,371	1,033.5	1,194.5	1,233.2	1,850
モルヒネ	6263.27	5,201.64	5,008.48	4,883.66	4,841.25	4,361.45	3,491.1
エチル モルヒネ	0	0	0	0	0	0	0
コデイン	5,299	4,827	4,271	3,786	3,618	3,450	3,406
ジヒドロ コデイン	0	0	5	0	0	0	0
オキシコドン	12,172.8	11,686.58	11,923.4	12,154.08	11,827.43	10,074.88	10,755.125
オキシ メデパノール	7.6	11.4	12.6	6.6	4.6	1.4	2.8
ヒドロ モルフォン					41.08	245.06	714.52
コカイン	15	45	55	70	65	80	80
ペチジン	1,813.9	1,853.2	2,032.2	2,074.15	2,111.2	2,079	2,173.6
フェンタニル	766.32096	794.2754	785.1004	762.3333	777.5338	812.3783	693.22691
レミ フェンタニル	140.39	146.485	148.79	151.38	155.21	169.505	180.715
メサドン	0.7	39.3	71.4	38.6	82.8	54.6	30.8
タペンタ ドール		105	944	1,763	1,893	2,208	2339
ケタミン	1,787.2	1,279.55	1,305.7	1,219.3	1,257	1,157.7	1,238.2

※ 各製剤に含まれる麻薬含有量をそれぞれ合計したもの

10 麻薬中毒者

(1) 麻薬中毒者通報届出状況

区 分	27年	28年	29年	30年	令和元年
医師	0	0	0	0	0
検察官	0	0	0	0	0
警察官	0	0	0	0	0
麻薬取締官	0	0	0	0	0
麻薬取締員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 麻薬中毒者の状況

(令和元年)

観察指導の対象としている者												県外転出者	死亡・帰国者	社会復帰者
所在の明らかな者				所在不明の者				計						
第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計	第一類	第二類	第三類	小計			
			0				0				0	0	0	0

1.1 麻薬・覚醒剤乱用防止運動

令和元年10月1日から11月30日までの2か月間「広島県麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施要領」に基づき、この運動を実施した。運動の実施結果は次のとおりである。

(1) 広報啓発運動

市町発行の広報紙等による広報活動並びに広島県薬物乱用防止指導員、一般社団法人広島県医師会、公益社団法人広島県薬剤師会、一般社団法人広島県医薬品登録販売者協会、広島県配置医薬品連合会及び広島県製薬協会等の協力を得て県民に対して本運動の趣旨の徹底を図るとともに、ポスター、リーフレット、立看板、懸垂幕、有線放送等による広報媒体を活用し、各市町で開催された健康まつりや区民まつりに参加し、覚醒剤等薬物乱用防止啓発用パネルの展示や啓発資材の配布を行ったほか、街頭キャンペーン及び薬事講習会の出席者に対する啓発等により本運動の趣旨の普及徹底を図った。

○ ポスター（厚生労働省作成）	2,500枚
○ ポスター（県作成）	3,000枚
○ パンフレット（厚生労働省作成）	2,500枚
○ パンフレット（県作成）	80,000枚
○ 健康祭等での啓発	18か所
○ 懸垂幕・横断幕・ノボリ等掲示	5か所
○ 広報誌等	16市町
○ 講習会・研修会	14か所（受講者2,714人）
○ ビデオテープ等の貸し出し	18回

(2) 一斉立入検査の実施

麻薬・覚醒剤等取扱施設に対して一斉立入検査を実施し、麻薬・覚醒剤等の適正な取扱いの指導監督を実施した。

(3) その他の活動

各市町で開催された健康まつりや区民まつりに参加し、薬物乱用防止啓発用パネルの展示や啓発資材の配布を行ったほか、街頭キャンペーン及び薬事講習会の出席者に対する啓発等により本運動の趣旨の普及徹底を図った。

1 2 不正大麻・けし撲滅運動

令和元年5月1日から6月30日までの2か月間この運動を実施した。

市町、(一社)広島県医師会及び(公社)広島県薬剤師会等から広報誌、各機関紙による広報活動の協力を得るとともに県教育委員会に対して学童に対する啓発指導を依頼した。

また講習会等出席者に対する啓発活動を実施した。

さらに、保健所、警察署等を通じ、大麻・けしの見分け方のポスター・リーフレットを配布するとともに不正・自生けし等の指導取締りを実施した。

○ポスター 753枚

○リーフレット 1,122部

○チラシ 8,712枚

○不正けし 0本

○自生けし 22,030本

○自生大麻 0本

★ 大麻・けし不正栽培状況

(1) 大麻不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
27					0
28					0
29					0
30					0
令和1					0

(2) けし不正栽培

年度	件数	株数	処置		
			送致	始末書・説諭等	計
27					0
28					0
29					0
30					0
令和1					0

15 向精神薬事故

(1) 件数

	滅失	盗難	所在不明	その他	計
27年				6	6
28年					0
29年					0
30年	2	1	1	12	16
令和元年				8	8

(2) 保健所等別事故件数

	西部			西部東	東部	福山	北部	薬務課 ※1	広島市保健所 ※2	計
		広島	呉							
27年								6	—	6
28年									—	0
29年										0
30年		3			5	1	0	0	7	16
令和元年		2		1		1			4	8

※1 薬務課の管轄は、平成29年4月1日より、広島市に一部権限移譲したため、広島市内の向精神薬試験研究施設、病院、診療所、飼育動物診療施設である。

※2 広島市保健所の管轄は、平成29年4月1日より、広島市内の向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者（みなし含む）である。

16 覚醒剤等取扱者

(1) 覚醒剤等取扱者数の推移

区 分		27年	28年	29年	30年	令和元年	
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定	2	2	1	1	1
		県の指定					
	覚 醒 剤 研 究 者	14	14	14	15	14	
	覚醒剤原料取扱者	39	39	39	41	41	
	覚醒剤原料研究者	8	8	8	7	7	
	計	63	63	62	64	63	
指定が不要なもの	薬 局	1,632	1,617	1,616	1,610	1,605	
	病 院 ・ 診 療 所	4,412	4,359	4,448	4,439	4,430	
	飼育動物診療所	275	290	311	312	314	
	計	6,319	6,266	6,375	6,361	6,349	
合 計		6,382	6,329	6,437	6,425	6,412	

(2) 保健所等別覚醒剤・覚醒剤原料取扱者数

(令和元年)

区分	保健所等		西 部	西 部 広 島	西 部 呉	西 部 東	東 部	東 部 福 山	北 部	政 令 市			計	
	業 種 別									広 島 市	呉 市	福 山 市		
指定を要するもの	覚醒剤 施用機関	国の指定									1		1	
		県の指定												0
	覚醒剤研究者						3				8	2	1	14
	覚醒剤原料取扱者			1		5	6		4		13	5	7	41
覚醒剤原料研究者			2								1	4	7	
計			0	3	0	5	9	0	4	21	9	12	63	
薬局			79	88	10	114	165	30	53	681	142	243	1,605	
病院・診療所			215	253	34	299	362	66	140	2,019	402	640	4,430	
飼育動物診療施設			19	18	2	26	37	8	26	111	20	47	314	
計			313	359	46	439	564	104	219	2,811	564	930	6,349	
合 計			313	362	46	444	573	104	223	2,832	573	942	6,412	
指定が不要なもの														

19 薬物事犯

(1) 覚醒剤事犯の推移

区 分	27年	28年	29年	30年	R1年
件 数	294	186	186	200	194
人 員	177	127	127	131	145

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

(2) 大麻事犯の推移

区 分	27年	28年	29年	30年	R1年
件 数	32	67	67	61	51
人 員	21	47	55	43	35

(注) 数値は麻薬等事犯状況報告による(警察本部及び中四国厚生局麻薬取締部分)。

20 薬物乱用対策実施状況

(1) 広島県薬物乱用対策推進本部会議及び幹事会議開催状況

開催年月日(会議名)	開催場所	議 題
令和元年5月13日 (幹事会議)	県立総合体育館 大会議室	(1) 平成30年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 令和元年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について (4) 令和元年度広島県薬物乱用対策推進本部会議の開催(案)について (5) その他
令和元年6月6日 (本部会議)	広島県庁本館 6階講堂	(1) 平成30年度広島県薬物乱用対策実施結果について (2) 広島県薬物乱用対策推進本部構成機関の活動報告 (3) 令和元年度広島県薬物乱用対策推進要領(案)について (4) その他

(2) 薬物乱用防止等運動の実施

広島県薬物乱用対策推進本部会議において決定した「令和元年度広島県薬物乱用対策推進要領」に基づき関係行政機関・団体との連携を図り、薬物乱用防止啓発活動を実施した。

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施

協賛6機関・団体、後援48団体の協力を得て、令和元年6月20日から7月19日までの間、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の啓発活動及び国連募金を実施した。

○ 実施した主なイベント

(4) 626ヤング街頭キャンペーンの実施

地区名	参加人員	内訳						募金 (円)	場所
		ボラン ティアー ヤング	指導員	ヤング 指導員	ライオンズ クラブ	その他	行政関係		
広島市	297	202	54	5	7	15	14	59,773	J R広島駅南口地下広場及び広島駅前広場 (広島市)
広島	77	20	15	0	5	24	13	47,547	ゆめタウン廿日市 (廿日市市)
安芸	43	14	10	0	0	11	8	14,519	フジグラン安芸 (安芸郡坂町)
呉	124	31	20	0	13	36	24	33,670	大和ミュージアム周辺, ゆめタウン呉, 呉駅前広場 (呉市)
芸北	30	12	5	0	1	4	8	31,139	千代田ショッピングセンターサンクス, ジュンテンドー千代田店 (北広島町)
東広島	56	28	8	1	7	1	11	15,117	フジグラン東広島 (東広島市)
尾三	96	67	8	0	6	5	10	26,677	フジグラン三原
福山	110	50	20	3	11	14	12	39,425	福山ポートプラザ (福山市)
備北	78	27	13	0	19	12	7	39,821	サングリーン (三次市)
計	911	451	153	9	69	122	107	307,688	—

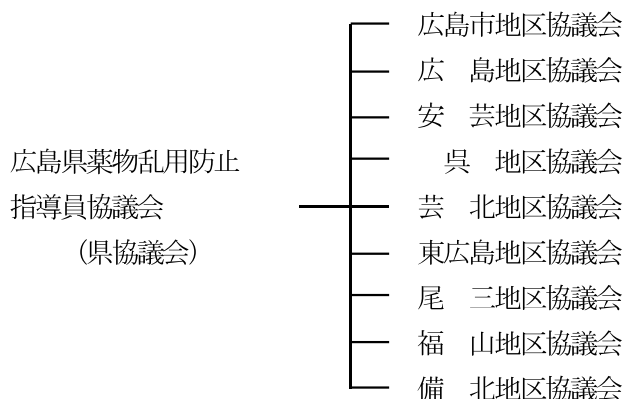
(5) 広島県薬物乱用防止指導員の活動

平成14年8月から指導員を県内全域に配置し、9地区に地区協議会を設置した。

各指導員の連携を図り、地域に密着した啓発運動を各地区協議会において各種啓発活動を実施し、地域住民に対して薬物乱用の恐ろしさを周知した。

○ 薬物乱用防止教室実施状況：209回 27,409人受講

内訳：小学校	98回,	5,672人受講	中学校	64回,	10,371人受講
高校	35回,	10,038人受講	大学	5回,	1,102人受講
その他	7回,	226人受講			



(人)

※令和2年3月31日現在

	広島市	広島	安芸	呉	芸北	東広島	尾三	福山	備北	計
薬剤師	12	4	3	6	3	6	6	10	2	52
医薬品登録販売者	3	2	2	3	0	1	1	4	1	17
保護司	42	7	4	13	3	7	10	16	4	106
更生保護女性会会員	17	4	1	5	3	4	5	7	2	48
少年補導協助手員	12	2	2	2	1	1	2	2	1	25
暴力監視協助手員	8	1	1	2	1	1	2	2	1	19
ライオンズクラブ	14	2	0	5	2	2	5	5	5	40
民生委員・児童委員	8	4	1	3	1	2	2	4	1	26
青少年健全育成推進員	15	2	4	2	7	3	8	3	6	50
PTA役員	8	1	1	1	1	1	1	1	1	16
計	139	29	19	42	22	28	42	54	24	399

(6) 薬物専門講師の養成

地域における薬物乱用防止教育・啓発活動体制のより一層の充実を図るため、県教育委員会と協力して薬物乱用防止指導員や学校薬剤師などから薬物専門講師を養成した。

○ 養成講習会開催状況

開催日	場所	内容	参加者
令和元年11月12日	サテライトキャンパスひろしま	<ul style="list-style-type: none"> ○ 説明「薬物乱用の現状と対策」 薬務課職員 ○ 説明「学校における薬物乱用防止教育」 広島県教育委員会豊かな心育成課職員 ○ 講演 「薬物乱用の実態と全国中学生調査から見えるもの」 埼玉県立精神医療センター 依存症治療研究部 部長 和田 清 	72名

(7) 薬物相談の窓口の設置

ア 保健所等覚醒剤等薬物相談窓口

保健所・支所等20か所に薬物乱用防止の相談窓口を設置して地域住民からの相談に応じた。

イ 県立総合精神保健福祉センターにおける相談窓口

県立総合精神保健福祉センターに医師等の専門スタッフによる相談窓口を設置し、薬物依存・中毒者の社会復帰の促進を図るとともに、薬物依存者の家族に対して家族教室を開催し、薬物依存者の回復を支援する方法について指導した。

(8) 薬物相談事業推進連絡会議の開催

薬物相談窓口を有する40機関による、相談・指導業務のネットワーク化を図るため、開催した。

○ 薬物相談事業推進連絡会議等開催状況

開催日	場所	議題
令和元年7月11日	県庁講堂	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬物乱用対策の現状等について 2 広島県依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関としての取組内容等について 3 麻薬取締部による薬物再乱用防止支援事業の概要について 4 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」における現状と課題について 5 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に沿った関係機関の連携について
令和2年1月30日	県庁講堂	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬物乱用対策の現状等について 2 広島県依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関としての取組内容等について 3 麻薬取締部による薬物再乱用防止支援事業について 4 薬物乱用防止に係る啓発の在り方について 5 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に沿った関係機関の連携について

(9) 青少年薬物乱用防止対策事業の実施

青少年に対する学校・家庭ぐるみの薬物乱用防止教育・啓発活動を推進した。

○ 小・中・高校生、専門学校生及び大学生のための薬物乱用防止講習会

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	202	27,183
保健所等職員	7	958
計	209	28,141

- ※ 指導員等：薬物乱用防止指導員，薬物専門講師等
- 小学生・中学生・高校生の保護者対象薬物乱用防止教室
なし

(10) 講習会の開催

各種団体の会員等に対して麻薬等の適正な使用・管理を周知するとともに，薬物乱用の弊害等について講習を行った。

実施者	延べ件数	延べ参加者数
指導員等※	10	325
保健所等職員	9	720
計	19	1,045

- ※ 指導員等：薬物乱用防止指導員，薬物専門講師等